

記入例④伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

鹿児島市長 殿

伐採計画書の伐採の期間の始期より30～90日前まで

令和 4 年 5 月 10 日

【提出者(伐採する権限を有する者)】

住所 伐採計画書の伐採する(権限を有する)
氏名 者と一致。
連絡先 今回提出する方、
木材の売買契約を結んでいる業者など

【伐採する者(作業委託先)】

住所 伐採計画書の作業委託先と一致。
氏名 (伐採する権限を有する者が
連絡先 伐採する場合は、記入不要)

【森林所有者】

住所 森林の土地の所有者
氏名
連絡先

印

【造林する(権限を有する)者】

住所 間伐は更新を伴わない伐採である
氏名 ため記入不要。
連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、別添計画書に記載された遵守事項及び報告制度を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

鹿児島 市	××	(町)大字	字	××	△△	地番
			林小班	—	—	

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林の計画を作成した上で、本紙を連名で提出すること。
- 4 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

		【伐採する(権限を有する)者】 届出書の提出者(伐採する権限を有する者)と一致。			
1 伐 小数第2位まで記載(第3位を四捨五入)					
伐採面積	0.71	ha(うち人工林 0.71 ha, 天然林 0 ha)			
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)	間伐	伐採率	25	%
作業委託先 (伐採する者)	住所 氏名 連絡先	届出書の伐採する者(作業委託先)と一致。 (伐採する権限を有する者が 伐採する場合は、記入不要)			
伐採樹種	すぎ				
伐採齢	60 年 (最低林齢: 50 年 ~ 最高林齢: 60 年)				
伐採の期間	令和4年 6月 20 日 ~ 令和4年 12月 20 日				
集材方法	集材路・架線・その他()				
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	・	延長	m
2 備考	材積に係る伐採率が25%以下。				

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載伐採すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。), その他の針葉樹及びぶな、くぬぎ、他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が年度を超える場合においては、年度別に記載すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- 伐採・搬出に市道、法定外公共物(農道・林道等)を反復して利用する場合は、道路使用届を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。

 伐採する権限を有する者(提出者等)(確認後してください。) 作業委託先(伐採する者)

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

令和4年4月1日以降に提出された届出については、伐採作業終了後に状況報告が義務づけられています。

伐採作業終了後30日以内に報告書を提出する。

報告制度について確認しました。 伐採する(権限を有する)者(提出者)(確認後してください。) 伐採する者(作業委託先)

造林計画書

【造林する(権限を有する)者】

1 伐
(1)
造

間伐は更新を伴わない伐採であるため
造林計画書は不要。

(2)

書
表

(植栽・人工播種)	年月日						
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	年月日～ 年月日		ha				
5年後において 適確な更新がな されない場合	年月日～ 年月日		ha	本			

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林農地特に効率的な施業が可能な森
林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林
として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 5 鳥獣保護対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

平成29年4月1日以降に提出された届出については、伐採後の森林の状況の報告が義務づけられています。

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

報告制度について確認しました。 森林所有者(確認後☑してください。) 造林する(権限を有する)者 伐採する(権限を有する)者(提出者)